

和歌山県版図柄ナンバープレートデザイン公募 募集要項

1 趣旨

- (1) 国土交通省「図柄ナンバープレート（地方版）制度」に基づき、和歌山県（以下「県」という。）の地域振興や観光振興などを目的として、県の特色あるナンバープレートのデザインを国土交通省へ提案するため、そのデザイン案を募集します。
 - (2) 応募していただいたデザイン案の中から、審査会による一次審査、県民投票を経て、県が国土交通省へ提案するデザイン（以下「提案デザイン」という。）を決定します。
-

2 募集期間

令和8年7月6日（月）～8月16日（日）23時59分（必着）

※上記以外の応募は受け付けません。

3 応募者の資格

日本国内に拠点を有する法人、または個人事業主であること。

※個人（事業主を除く）による応募は不可とします。

4 デザイン案の条件

デザイン案は、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 次の条件に則ったデザイン案としてください。

ア 県の地域振興及び観光振興に資するデザインであり、県民アンケートの結果等を踏まえたものとしてください。なお、複数の図柄を組み合わせたデザインとすることも可能とします。

県民アンケートの結果については、「和歌山県ホームページ『和歌山県版図柄ナンバープレート』導入に向けた県民アンケート結果について」を参照してください。

イ デザイン案の作成にあたっては、国土交通省が作成した「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン（国土交通省物流・自動車局自動車情報課 | 令和3年1月8日制定、令和8年4月改正）」および「図柄ナンバープレート データ作成について」を必ずご確認ください。

ウ ユニバーサルデザイン（多様な色覚や年齢層の方々にとっても見やすく、親しみやすいデザイン）の視点に配慮してください。

エ 和歌山県 PR キャラクター「きいちゃん」を使用する場合は、次の事項を守ってください。

- ・「デザインガイドマニュアル ver.18 2026 4 [第18版]」（以下、「デザインガイドマニュアル」とします。）に掲載されているデザイン一覧の中から使用してください。その際は、「きいちゃん」デザイン使用の手引（令和3年4月1日 第2版）2ページに記載の内容を遵守してください。ただし、本公募に

おいては、和歌山県 PR キャラクター「きいちゃん」の記載（名称表記等）は不要です。

- ・本公募で使用した「きいちゃん」は、本公募への応募以外の目的では使用できません。
- ・「きいちゃん」を使用した箇所が、上記4（1）イに定める国土交通省のガイドラインの基準を満たさない場合であっても、応募段階においてはこれを認めます。
- ・デザイン案に使用した「きいちゃん」のデザイン番号およびテーマ名を、応募フォームにて記載してください。

オ 著作権の確認がとれない画像生成 AI の使用は不可とします。

(2) 次の全ての条件が含まれていないものとしてください。

- ア 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的または美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）。
- イ 特定の企業の営利活動を目的とするもの（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）
- ウ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- エ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。
- オ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
- カ 他者の権利（商標登録など）を侵すもの。
- キ 図柄ナンバープレート（全国版）又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート（地方版）と同一のデザイン（既に交付が終了しているものを除く。）。
- ク 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ケ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

(3) 応募者が特定できる情報が入っていないものとしてください。

なお、デザインの作成および応募に必要な資料については、「13 デザインの作成および応募にあたって必要な資料」をご確認ください。

5 デザイン案の応募数

1 事業者あたり、応募数に上限はありません。ただし、1 回の申込みで提出できるデザイン案は 1 作品のみとします。複数応募する場合は、デザイン案ごとに申込みを行ってください。

6 デザイン案の作成要件

- (1) デザイン案は、Adobe 社 Illustrator (.ai 形式) で作成してください。
- (2) デザインは、1 3 (1) に記載の応募様式（データ作成用フォーマット (.ai 形式)）に基づき、中型標板の規格により作成してください。なお、大型標板のデ

ザインは、中型標板で作成されたデザインを国が等倍で拡大するため、作成は不要です。

- (3) デザインはフルカラーを基本としますが、モノトーン基調で作成することも可能とします（フルカラーの概念にはモノトーン基調も含まれるため、必ずしも多色表現とする必要はありません）。
- (4) 自家用自動車用ナンバープレートは縁なし、事業用自動車用および自家用軽自動車用ナンバープレートは縁ありとなるため、デザイン作成に当たってはこれらを考慮してください。

7 提出物

デザイン案ごとに、【登録車自家用】【軽自動車自家用】【登録車事業用】の3種類のデータを提出してください。また、ファイル名および表示するレイヤーは下表のとおりとってください。

なお、デザイン案ごとに、コンセプト（全角200文字以内）を、応募フォームに入力してください。

提出物	ファイル名	表示するレイヤー
PDF形式のデザイン案【登録車自家用】	法人名または屋号_作品名_登録車自家用.pdf 例：和歌山デザインオフィス_作品名_登録車自家用.pdf	中板ナンバーレイヤー デザインレイヤー 白下地レイヤー
PDF形式のデザイン案【軽自動車自家用】	法人名または屋号_作品名_軽自動車自家用.pdf 例：和歌山デザインオフィス_作品名_軽自動車自家用.pdf	中板ナンバーレイヤー 軽自動車用縁線レイヤー デザインレイヤー 白下地レイヤー
PDF形式のデザイン案【登録車事業用】	法人名または屋号_作品名_登録車事業用.pdf 例：和歌山デザインオフィス_作品名_登録車事業用.pdf	中板ナンバーレイヤー 事業用縁線レイヤー デザインレイヤー 白下地レイヤー

また、審査を経て、最優秀賞に採択されたものについては、Adobe社Illustratorの、編集可能なデータファイル(.ai形式)を提出してください。

8 提出方法、提出先

「LoGo フォーム」による提出とします。なお、複数応募する場合は、デザイン案ごとに申込みを行ってください。

(提出先)

<https://logoform.jp/f/qcMbj>

9 審査方法

以下のとおり審査等を行います。

(1) 一次審査

審査会において、「コンセプト」、「デザイン」および「視認性」を審査項目とし

て総合的に評価し、県民投票の対象となるデザイン案を複数選定します。

(2) 著作権・商標権等の調査

一次審査通過作品について、第三者の権利侵害がないかの調査を実施します。

(3) 県民投票（提案デザインの決定）

上記の調査を通過した作品について県民投票を実施し、その結果に基づき最優秀賞および優秀賞を決定します。なお、最優秀賞作品を提案デザインとして採用します。

県民投票の実施に当たっては、作品名、作品コンセプトおよび事業者名を公表する場合があります。

なお、提案デザインとして決定されたものの、その後の国の審査により、ナンバープレートに用いられないこととなった場合、優秀作品の中から順次繰り上げて提案デザインとすることを想定しています。

10 賞金

賞金は、消費税および地方消費税込みの次の金額とします。なお、賞金が源泉徴収の対象となる場合、源泉所得税、復興特別所得税を控除した金額を支払うこととし、源泉徴収等の法令上必要な場合にはマイナンバーの提出をお願いすることがあります（法人の場合は、原則として源泉徴収の対象外です）。

賞金の支払いは、受賞者本人名義（法人の場合は当該法人名義）の国内金融機関口座への振込みにより行います。

(1) 最優秀賞【1点】 賞金 30万円

(2) 優秀賞【数点】 賞金 5万円

11 提案デザイン等の公表

「9 審査方法」により決定した提案デザインは、令和8年12月下旬に和歌山県ホームページ等での発表を予定しているほか、提案デザインの応募者に直接連絡します。

なお、個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

12 応募にあたっての留意事項

応募者は、以下の各項目について承諾した上で応募してください。本募集要領に記載された条件等を満たさない応募作品は、審査対象外となりますのでご注意ください。

(1) 応募について

応募の手続きで使用する言語は日本語とします。

(2) 個人情報の取り扱いについて

応募者の個人情報については、応募や審査に関する連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用します。また、国土交通省その他審査事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

(3) デザイン案、提案デザイン等の補作・修正等について

デザイン案および提案デザイン案について、視認性の確保等の観点から、県が応募者に修正を依頼する場合があります。提案デザインは、国土交通省において補作・修正する場合があります。

(4) デザイン案その他の知的財産権等について

- ア デザイン案は、未発表でかつ著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限ります。なお、提案デザインの決定前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。
- イ デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ウ 提案デザインの決定にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- エ 提案デザインの決定後に、著作権侵害等の問題が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
- オ 提案デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利は、県に無償で譲渡するものとします。また、提案デザインの応募者は、県および国土交通省並びにこれらの指定する者に対し、著作権者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- カ 提案デザインの決定にあたり、提案デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利の譲渡に係る所要の手続きをとる場合があります。
- キ 応募があったすべてのデザイン案について、県および県が指定する者は、広報・記録を目的とした資料、ホームページ等において無償でこれを使用できるものとします。

(5) その他

- ア 応募に要する費用は、すべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については応募者が責任を負うものとします。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても県は責任を負いません。
- イ 県は、提供された提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自でご対応ください。
- ウ 募集要領の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、募集要領への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、和歌山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- エ 募集要領に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、県の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

1 3 デザインの作成および応募にあたって必要な資料

デザイン案の作成および応募にあたっては、以下の資料を必ず確認してください。
各資料は和歌山県ホームページ（以下 URL）に掲載します。
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/d00222385.html>)

(1) 応募様式

- ・データ作成用フォーマット（Adobe 社 Illustrator (.ai 形式)）

(2) 和歌山県関連参考資料

- ・和歌山県ホームページ「和歌山県版図柄ナンバープレート」導入に向けた県民アンケート結果について
- ・デザインガイドマニュアル ver.1 8 2 0 2 6 4 [第1 8 版]
- ・「きいちゃん」デザイン使用の手引（令和3年4月1日 第2版）

(3) 国土交通省関連参考資料

- ・ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン（国土交通省物流・自動車局自動車情報課 | 令和3年1月8日制定、令和8年4月改正）
- ・図柄ナンバープレート データ作成について

(4) 図柄ナンバープレート（地方版）関連サイト

- ・和歌山県ホームページ「図柄ナンバープレート（地方版）について」
 - ・国土交通省ホームページ「図柄ナンバープレート（地方版）」
-

1 4 問い合わせ先

和歌山県 地域振興部 地域政策局 地域振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

- (1) 質問受付期間 令和8年7月6日（月）から7月24日（金）まで
- (2) 県からの回答期限 令和8年7月31日（金）
- (3) 問い合わせ方法

本募集に関する質問は、以下の LoGo フォームによるもののみ受け付けます。
電話、電子メール、郵送等による質問は受け付けません。

(LoGo フォーム)

<https://logofom.jp/form/WEVN/1629761>

(4) 回答方法

質問に対する回答は、適宜、和歌山県地域振興課ホームページに掲載します。
なお、質問内容によっては回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、質問件数や内容により、回答までに時間を要する場合があります。